



府消委第267号

平成26年10月31日

内閣総理大臣

安倍 晋三 殿

消費者委員会

委員長 河上 正二



答 申 書

平成26年7月23日付け消食表第165号をもって諮問のあった件につき、農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律第19条の13第5項の規定により下記のとおり答申します。

記

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準
(平成12年農林水産省告示第517号)

諮問された改正案のとおり一部改正することが適当である。

別添

遺伝子組換えに関する表示に係る加工食品品質表示基準第7条第1項及び生鮮食品品質表示基準第7条第1項の規定に基づく農林水産大臣の定める基準（平成12年農林水産省告示第517号）一部改正（案）新旧対照表
 （傍線の部分は改正部分）

改		正		案		現		行	
第1条～第5条 【略】		第1条～第5条 【略】		第1条～第5条 【略】		第1条～第5条 【略】		第1条～第5条 【略】	
別表1～別表2 【略】		別表1～別表2 【略】		別表1～別表2 【略】		別表1～別表2 【略】		別表1～別表2 【略】	
別表3（第3条関係）		別表3（第3条関係）		別表3（第3条関係）		別表3（第3条関係）		別表3（第3条関係）	
形質	加工食品	加工食品	加工食品	形質	加工食品	形質	加工食品	対象農産物	対象農産物
高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	高オレイン酸	1 大豆を主な原材料とするもの（脱脂されたことにより、左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	大豆	大豆
ステアアリドン酸産生									
高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	高リシン	1 とうもろこしを主な原材料とするもの（左欄に掲げる形質を有しなくなったものを除く。） 2 第1号に掲げるものを主な原材料とするもの	とうもろこし	とうもろこし